

1. 議事日程

[平成23年第4回安芸高田市議会12月定例会第15日目]

平成23年12月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第85号 安芸高田市公文書等の管理に関する条例
- 日程第3 議案第95号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例
- 日程第4 議案第99号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第100号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第101号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第102号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第103号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第104号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第105号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第106号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第107号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第108号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第109号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第110号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 発議第9号 地方における社会資本整備の促進を求める意見書について
- 日程第17 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
6番	水戸眞悟	7番	先川和幸
8番	山根温子	9番	穴戸邦夫
10番	山本優	11番	前川正昭
12番	秋田雅朝	13番	赤川三郎

14番	青原敏治	15番	金行哲昭
16番	入本和男	17番	今村義照
18番	亀岡等	19番	塚本近
20番	藤井昌之		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

10番	山本優	11番	前川正昭
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	河野正治	教育次長	沖野和明
消防長	光下正則	会計管理者	森川薫
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	小笠原義和
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	益田茂樹
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前 10時00分 開議

- 藤井議長 ただいまの出席議員は19名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
立田事務局長。
- 立田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。
第2点、監査委員より平成23年11月分の例月出納検査の報告がありました。
第3点、監査委員より平成23年度安芸高田市定期監査及び行政監査報告書の提出がありました。
それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上で諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において10番山本優君及び11番 前川正昭君を指名いたします。
続いて、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 金行哲昭君。
- 金行議会運営委員長 報告します。
本日の会議の運営につきまして、去る12月19日に議会運営委員会を開き、次のとおり本日の日程に追加いたしましたので報告いたします。
追加案件2件の協議を行い、議案第110号及び発議第9号につきまして、それぞれ提案理由の説明後、質疑、討論、採決を行います。
以上で報告を終わります。
- 藤井議長 以上で報告を終わります。



日程第2 議案第85号 安芸高田市公文書等の管理に関する条例

- 藤井議長 日程第2、議案第85号「安芸高田市公文書等の管理に関する条例」を議題といたします。
本案は、総務企画常任委員会で付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。
総務企画常任委員長 秋田雅朝君。
- 秋田総務企画常任委員長 平成23年12月8日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案について、12月15日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第85号「安芸高田市公文書等の管理に関する条例」は、市民の知的財産である公文書等を、現在、また将来に渡って市民が主体的に利用できる環境を整備するため、公文書の管理等に関する基本的事項を定めるもので、「歴史公文書」という概念を新たに定め、文書の「管理・保存・利用」という部分に特化して定めるものです。委員から、「文書の保存はどこですのか。旧町時代の公文書もあり、整理する必要がある。マイクロフィルム化などを考えているか」との質疑があり、執行部より、「基本的には新庁舎の4階をすべて書庫としておりそこに保管する。旧町の文書は支所の利活用とあわせて今年度整理中である。歴史公文書は教育委員会の書庫へ移管する。容量の問題があるので、今後、マイクロフィルム化については検討課題である」との答弁がありました。また、委員から「歴史公文書の仕分け、文書の価値はどのような形で定めていくのか」との質疑があり、執行部より「現在の情報公開・個人情報保護審査会で、実際の文書のリストをもとに、どういったものが歴史公文書にあたるのかを議論いただき、歴史公文書の分類を定めていただいた経緯があるので、そういったものがよりどころになる」との答弁がありました。

また、委員から、「既存の文書管理規定とこの条例の位置づけ」について質疑があり、執行部より、「文書管理規定はあくまでも行政職員が文書をどのように扱うべきかを定めるものであり、今回の公文書管理条例は、公文書に関する大きな概念を定め、文書の管理・保存・利用に特化し、これを市民の皆様にご利用いただくことがこの条例の第一の目的である」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号「安芸高田市公文書等の管理に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第95号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例

○藤井議長 日程第3、議案第95号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 前川正昭君。

○前川産業建設常任委員長 報告いたします。平成23年12月8日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。付託のあった建設部所管の議案について、12月20日に、産業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。

議案第95号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例」は、地域活性化対策として、定住の促進を図るため、定住促進団地を設置し、その分譲に関する事項について、新たに条例化されるものです。委員から、「条例の中に、宅地の分譲価格は、市長が別に定めるとあり、不動産鑑定評価額等を基準に決定していくとの説明があったが、若者定住促進ということで、このあたりのことについて、どのように考えられているのか」との質問があり、「定住促進団地については、市外からの子育て世帯や市内の子育て世帯が、この分譲団地を購入される場合、補助金という形で、キャッシュバックをすることにより、若い方々の購入促進が図れればと考えている」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第4 議案第99号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
  - 日程第5 議案第100号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第6 議案第101号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第7 議案第102号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第8 議案第103号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 議案第104号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第10 議案第105号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第11 議案第106号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第12 議案第107号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第13 議案第108号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第14 議案第109号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第4、議案第99号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第14、議案第109号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの11件を一括して議題といたします。

本案11件は予算常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算常任委員長 赤川三郎君。

○赤川予算常任委員長 平成23年12月8日付で、予算常任委員会に付託のあった議案の審査結果を、報告いたします。付託されました議案について、12月9日、委員会を開催し、市長、副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

付託を受けた議案第99号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」は、歳入・歳出ともに、それぞれ8億8,169万1,000円を追加し、予算総額を259億5,828万1,000円とするもので、すべての部局において、予算の増減がされておりました。

歳出の主なものは、企画振興部において、光ネットワーク整備事業費が国の追加内示により5億6,814万9,000円の増額と、補正額の6割以上を占めるほか、福祉保健部での特別養護老人ホーム建設に対する地域総合整備資金貸付金が1億円の増額、教育委員会での学校耐震化に係る改修

工事に係る追加が1億94万1,000円の増額などとなっており、その他の部局においては、本年度の精算見込みに伴う増減や、歳出費目の組み換えが主なものとして提案されました。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。総括的な質疑におきまして、委員より「歳入において、当初予算から大幅にふえている、この推移をどう分析するか」との質疑があり、「大きな情勢変化として、光ネットワーク整備事業の補助金活用が可能になったことが挙げられる」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきまして、委員より「光ネットワーク整備事業の今後の予定について」質疑があり、「9月補正において実施する、吉田・八千代・美土里・高宮4町の工事とあわせ、今回の補正において甲田・向原町のサブセンター局、幹線・支線の整備を行う予定である」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より「生活保護費について、当初予算で示した世帯数・受給者数より実際の受給世帯・受給者が少ないのに扶助費がふえる要因について」の質疑があり、「景気の回復しない現状の中、世帯収入が上がらないため、個人に対する扶助費が増加している状況である」との答弁がありました。

建設部の審査におきまして、委員より「新たな取り組みである清流園の炭化汚泥の肥料化について、商品化はどのような状況か」との質疑があり、「現在、牛ふん堆肥の水分調整材としての活用について試験している段階であり、試験結果が出るまで時間を要している。成分分析の結果を見て検討したい」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきまして、委員より「2学期より各学校の給食に対する評価が高まっているが、給食調理配送業務委託料の増額については、この業務改善の結果によるものか」との質疑があり、「2学期からの評価の上昇は、委託業者を含めた、食材・調理・配送等の工夫・改善によるものと考えている。配送業務委託料の増額は、直接この改善によるものではなく、当初の計画より配送人員を増員したことによるものである」との答弁がありました。

「議案第100号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から「議案第109号平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」までの10の会計につきましては、本年度の精算見込みによる増減が主なものとして提案されました。

国民健康保険特別会計におきまして、委員より「退職被保険者の医療給付及び高額療養費が増加している要因について」の質疑があり、「被保険者の増加に伴う受診件数の増加と、1件あたりの費用額が増加していることが要因と考えられる」との答弁がありました。

委員会において、各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査し、金額、内容、緊急性等、適正であると判断し、議案第99号から議案第109号までの11議案について、すべて原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

以上、報告を終わります。

○藤井議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、本案11件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、以上で本案11件に対する討論を終結いたします。

これより本案11件を個別に採決いたします。

まず、議案第99号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第100号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第101号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第102号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第103号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。



本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第104号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第105号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第106号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第107号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第108号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第109号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第110号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第15、議案第110号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君

○浜田市長 議案第110号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明いたします。

本案は地方税法の一部を改正する法律が12月14日に公布、同日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じました。

主な改正内容といたしましては、本年3月11日に発生した東日本大震災の被害者等に係る市民税の課税に関する特例措置が拡充されたものであります。よろしく審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 それでは、議案第110号の「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、先週12月14日に公布、同日施行されたことに伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、本年3月11日に発生をいたしました東日本大震災にかかわります被災者への市民税の特例措置の拡充によります条文の整理でございます。議案の附則にございます2ページ目でございますが、第22条第1項の改正につきましては、国の地方税法施行令の改正によりまして、被災家屋等の修繕あるいは撤去等に要した経費、この欄におきましては災害関連支出と言っておりますが、この経費を雑損控除等に適用できます支払い期間が大規模災害等に限り、これまでは災害の治まった日の翌日から起算して1年経過する日となっておりますが、これを3年経過する日と2年間延長される改正がございました。この改正に伴いまして、前年の平成22年分の雑損控除とする特例措置を選択された方の災害関連支出に関します取り扱いが変わるものでございます。平成22年分の雑損控除として所得控除を受けられる期間が、申請書の提出期限の前日までの支払いと規定をされまして、その日以後に行いました

災害関連経費の支払い金額につきましては支払いを行った年につきまして、雑損控除として取り扱うように規定が整備をされるものでございます。特に、復興に時間を要する方に配慮されたものでございます。条文の右の欄の改正前第2項の規定につきましては、改正後の第1項の規定が整備されたことに伴いまして削除されます。また同じく第3項は、第2項の削除に伴いまして、改正後も第2項となります。この改正内容につきましては、第1項の規定を選択された納税義務者と生計を一にする扶養親族の災害関連経費につきまして、第1項と同様に適用期間が延長されることによる規定の整備でございます。また、同じく第4項の規定につきましては、改正後の第2項の規定が整備をされましたので削除されません。同じく第5項につきましては、第2項、第4項が削除されたことに伴い、改正後の第3項となります。今回の改正の対象者につきましては、今のところございません。施行日につきましては公布の日で、平成23年度分課税分からの適用となっております。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第9号 地方における社会資本整備の促進を求める意見書について

○藤井議長

日程第16、発議第9号「地方における社会資本整備の促進を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 塚本近君。

○塚本議員

発議第9号「地方における社会資本整備の促進を求める意見書について」、提案理由の説明を行います。

3月に発生した東日本大震災は、広範な地域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であり、被災地の復旧・復興に向けて、すべての国民の力を結集して取り組んでいかななくてはなりません。

一方、公共事業関係費は、近年、大幅に削減されており、これ以上の削減は、地域間格差の拡大や、地方の経済を疲弊させることとなり、また、災害への備えにも重大な支障を来すこととなります。国におかれては、このような切実な地方の状況を十分踏まえ、必要とする社会基盤の整備は国の責務において、推進体制の充実を図り、早期に整備するよう、次のことについて強く申し入れを行うものであります。

1、社会資本整備。特に、一般国道54号線の整備や江の川の改修については地域の発展にとって不可欠であり、社会基盤の整備が着実に進むよう公共事業関係費についてはこれまで削減してきた予算を回復させ、十分な予算を確保すること。

2、災害における広域的対応や緊急的対応をするため、地方整備局や河川国道事務所等の機能の充実を図り、広域のかつ機動的な危機管理体制を確保するとともに、災害に強い道路網や河川整備を加速すること。

3、社会資本整備については、地方の実情にあわせた公共工事が計画的に実施できるよう「社会資本整備総合交付金」の拡大を図ること。以上、議員の皆さんの御理解をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第9号「地方における社会資本整備の促進を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の件について

○藤井議長 日程第17、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長より所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨の申し出がありました。これを承認することに御異議ありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決し

ました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成23年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員